〔バイオマス燃料〕
01：ちゅう芥類その他の食品廃棄物（副産物を含む。以下同じ。）
02：稲わら・もみ殻その他の農業廃棄物
03：家畜ふん尿その他の畜産業廃棄物
04：間伐材その他の林業廃棄物
05：魚腸骨その他の水産業廃棄物
06：建設発生木材
07：下水汚泥
08：黒液
09：バイオマスである一般廃棄物（廃掃法第２条第２項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ）
10：バイオマスである産業廃棄物（廃掃法第２条第４項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ）
11：上記01から10までに掲げるものから製造される製品又は燃料
12：その他のバイオマス燃料
〔バイオマス燃料以外の燃料（助燃剤として用いるものを含む。以下同じ。）〕
13：石油
14：石油ガス
15：可燃性天然ガス
16：石炭
17：上記13から16までに掲げるものから製造される製品又は燃料
18：上記13から17までに掲げるもので廃棄物となったもの
19：その他のバイオマス燃料以外の燃料

（注８）　発電方法の欄には以下の記号を記載すること。その他の場合には、発電方法が認定基準に適合することを示す内容についても記載し、必要に応じて説明資料を添付して補足すること。
A：一般廃棄物発電の場合で、旧厚生省通達（昭和52年11月４日環整95「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」）に従ってごみの種類組成分析を行い、投入する燃料に占めるバイオマス（紙・布類、木・竹・わら類、ちゅう芥類（動植物性残渣、卵殻、貝殻を含む。））である燃料の比率を年４回以上算定し、その算定結果及び算定根拠を帳簿に記載しつつ発電する方法であること。
B：産業廃棄物発電の場合で、燃料である産業廃棄物について、産業廃棄物管理票その他これに類する書面（燃料である産業廃棄物がバイオマスであるかどうかを把握できるものに限る。）により、その種類組成・重量・熱量を把握し、投入する燃料に占めるバイオマスである燃料の比率の平均値を毎月算定し、その算定結果及び算定根拠を帳簿に記載しつつ発電する方法であること。
C：バイオマス燃料以外の燃料を利用する場合、当該燃料の種類・重量・熱量を把握し、帳簿に記載しつつ発電する方法であること。
Z：その他

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
・必要があれば、特記事項欄に必要事項を記載すること。

様式第十を次のように改める。

様式第10（第15条関係）

新エネルギー等発電設備変更認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
申請書　住　所　（〒　）
（ふりがな）
氏　名　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
事業者ＩＤ
（事業者ＩＤが発行されている事業者は記載すること）

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第９条第５項の規定に基づく同法施行令第４条の規定により、認定された新エネルギー等発電設備の申請内容を変更したいので、次のとおり申請します。

変更対象設備（注１）
発電事業者名　事業者ＩＤ
代表者名
住　所　（〒　）
設備名称　設備ＩＤ
所在地
発電形態（注２）
設備変更日　年　月　日

変更概要（該当項目をチェック：複数選択可）
□　認定設備情報
□　認定設備特記事項１情報

担当地方局（注３）

認定設備情報（注４）

	変　更　前	変　更　後		変更理由	備　考
設備名称		□変更あり □変更なし			
所在地		□変更あり □変更なし			
発電出力（kW）		□変更あり □変更なし			
構造図		□変更あり □変更なし □新規	書類名： 提供形態（注５）：		